

《必要書類について》 書類が不鮮明の場合は、申請をお断りする場合があります。

○印は鮮明なコピーでも可、原則返却します。

●印は原則原本のみ可、返却します。コピーの場合は、ご提出ください。

☆印は鮮明なコピーでも可、ご提出ください。

★印は原本のみ可、ご提出ください。

必要書類	家屋の種別 (イ)-(a)、(c)、(e) 本人が建築主である 新築家屋(注文住宅)	(イ)-(b)、(d)、(f) 建築後使用されたこと のない家屋(建売住宅、 分譲マンション)	(ロ)-(a)、(b) 建築後使用されたこと のある家屋 (中古住宅)
・住民票【発行日より3か月以内】	○	○	○
・登記事項証明書又は 登記完了書+(表示登記受領証 又は登記要約書) 【発行日より3か月以内】	○ 照会番号付き 登記情報でも可	○ 照会番号付き 登記情報でも可	○ 照会番号付き 登記情報でも可
・売買契約書 (譲渡証明書・売渡証書) 又は代金納付期限通知書 (取得が競落の場合のみ)		○	○
・家屋未使用証明書 【建築後1年以内は不要】		★ コピー不可【提出】	
・長期優良住宅認定通知書 ・長期優良住宅申請書 (1面から4面(戸建住宅の場合は3面 を除く)) ※変更認定申請があった場合はその認 定通知書と申請書	● ((イ)-(c)の場合) コピーの場合、提出	● ((イ)-(d)の場合) コピーの場合、提出	
・低炭素住宅認定通知書 ・低炭素住宅申請書 (1面から4面(戸建住宅の場合は4面 を除く)) ※認定建築主が変更になっている場合 は軽微な変更届	● ((イ)-(e)の場合) コピーの場合、提出	● ((イ)-(f)の場合) コピーの場合、提出	
・耐震基準適合証明書 (2年以内に取得されたもの) 又は既存住宅性能評価書(2年以内 に評価されたもの)又は既存住宅売買 瑕疵担保責任保険契約が締結されて いることを証する書類(2年以内に締 結されたもの)			☆ (経過年数を超えたもの) 【提出】
・増築工事等工事証明書 ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約 が締結されていることを証する書類 (該当する工事種類において工事費 用が50万円を超えた場合のみ必要)			☆ ((ロ)-(a)の場合) 【提出】
・申請手数料	1件の申請につき1300円		

※郵送で申請の場合、●印の原本以外の必要書類は返却いたしません。